

第 5 2 号議案

ふじみ野市下水道条例及びふじみ野市水道事業給水条例の一部を改正する  
条例

(ふじみ野市下水道条例の一部改正)

第 1 条 ふじみ野市下水道条例（平成 1 7 年ふじみ野市条例第 1 5 2 号）の一  
部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「下水道事業管理規程」を「管理規程」に改める。

第 1 7 条第 2 項中「市の」を削る。

第 1 8 条中「定めるところにより算出する」を「定める使用料に 1 0 0 分の  
1 1 0 を乗じて得た額（1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨て  
た額）とする」に改める。

第 1 9 条第 1 号及び第 3 号中「排除量」を「量」に改める。

「

使用料金（1 箇月につき）	
基本料金	5 7 6 円
1 m <sup>3</sup> につき	7 7 円
1 m <sup>3</sup> につき	8 2 円
1 m <sup>3</sup> につき	8 7 円
1 m <sup>3</sup> につき	9 2 円
1 m <sup>3</sup> につき	1 0 2 円
1 m <sup>3</sup> につき	1 2 3 円
1 m <sup>3</sup> につき	5 6 円

別表第 2 中 を

」

「

使用料（1 か月につき）	
基本料金	5 3 3 円
1 m <sup>3</sup> につき	7 1 円
1 m <sup>3</sup> につき	7 6 円
1 m <sup>3</sup> につき	8 1 円
1 m <sup>3</sup> につき	8 5 円
1 m <sup>3</sup> につき	9 4 円
1 m <sup>3</sup> につき	1 1 4 円
1 m <sup>3</sup> につき	5 2 円

に改める。

」

(ふじみ野市水道事業給水条例の一部改正)

第 2 条 ふじみ野市水道事業給水条例（平成 1 7 年ふじみ野市条例第 1 5 7 号）  
の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改め、「得た額」の次に「(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)」を加え、同項ただし書を削る。

第25条中「に定めるとおり」を「の基本料金及び従量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)」に改める。

第32条第1項本文中「加入金」の次に「の額に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)」を加え、同条第2項中「前項の表」を「別表第2」に改め、「得た額」の次に「に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第25条関係)

用途	料金		従量料金	
	基本料金(1か月につき)		使用水量	料金(1m <sup>3</sup> につき)
	メーターの口径 又は使用水量	料金		
一般用	13mm	238円	10m <sup>3</sup> までの分	67円
	20mm	381円	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> ま	85円
	25mm	571円	での分	
	30mm	1,619円	20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> ま	100円
	40mm	2,285円	での分	
	50mm	5,523円	30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> ま	119円
	75mm	8,571円	での分	
	100mm	20,000円	50m <sup>3</sup> を超え70m <sup>3</sup> ま	143円
	150mm	28,571円	での分 70m <sup>3</sup> を超える分	167円
浴場用	100m <sup>3</sup> まで	5,714円	100m <sup>3</sup> を超える分	56円
臨時用		1,619円	1m <sup>3</sup> につき	228円

別表第2 (第32条関係)

給水管の口径	加入金の額
13mm	116,000円
20mm	216,000円
25mm	432,000円
30mm	792,000円
40mm	1,440,000円
50mm	2,160,000円

75mm	4,320,000円
100mm	9,240,000円
150mm以上	管理者が別に定める額

別表第3中「ミリメートル」を「mm」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している公共下水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に公共下水道の使用料（以下「使用料」という。）の支払を受ける権利が確定するもの（施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいい、当該確定した日がない場合には、公共下水道の使用を開始した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分）に係る使用料については、第1条の規定による改正後のふじみ野市下水道条例第18条及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日前から継続して供給を受ける水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に水道料金（以下「料金」という。）の支払を受ける権利が確定するもの（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいい、当該確定した日がない場合には、水道の使用を開始した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分）に係る料金については、第2条の規定による改正後のふじみ野市水道事業給水条例第25条及び別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 前2項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

令和元年6月6日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

消費税及び地方消費税の税率が令和元年10月1日に引き上げられることに伴い、公共下水道の使用料等の額を改定するため、ふじみ野市下水道条例及びふじみ野市水道事業給水条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。